



リサイクル資源回収活動を支援しています！

地域で自主的にリサイクル資源の回収活動(廃品回収)を行う非営利の団体(自治会や子ども会など)に、報奨金を交付しています。

回収活動団体の届け出

報奨金制度の利用には、毎年度団体の届け出が必要です。回収活動を実施する前日までに行ってください。

対象となるリサイクル資源

- 古紙類(新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック)
- 金属類(アルミ缶・スチール缶)
- びん類
- 布類

報奨金額

集団回収したリサイクル資源量1kgにつき、6円
※びん類は、1升びんは1本0.9kg、その他のびんは1本0.6kgに重量換算。

例 新聞を5,000kg回収して古紙業者に買い取ってもらった場合

報奨金額 $5,000\text{kg} \times 6\text{円} = 3\text{万円}$

※古紙業者の買い取り価格が2万円だった場合、報奨金と合わせた合計5万円が活動団体資金

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX229-3354 各総合支所地域振興課



空き家の早期利活用のススメ

早い段階で利活用の決断を

空き家を所有していると敷地の除草や庭木の剪定、建物が破損した場合の改修など、維持管理のための費用が必要となります。また、人が住まなくなった家は老朽化が早まる傾向にあり、利活用も難しくなります。早い段階で以下のような取り組みを考えましょう。

売却する・賃貸に出す

自身で住む予定がない場合は空き家のままにせず、売却する・賃貸に出すなどの利活用を考えましょう。住宅を売却する場合などは、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

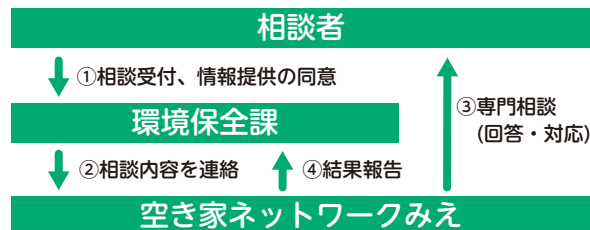
除却(解体)する

すでに老朽化などによる破損がひどく、リフォーム費用がかさむような場合は、建物を除却(解体)して、土地の利活用を考えましょう。



所有者のための相談窓口

空き家に関する相談には、権利関係(登記など)をはじめ、売却・リフォーム・解体など専門的な知識が必要です。津市では専門家団体で構成される「空き家ネットワークみえ」と協力し、所有する空き家のお悩みや心配事の解決に取り組んでいますので、ご相談ください。



相談窓口

- 環境保全課(☎229-3398)または各総合支所地域振興課
- 空き家ネットワークみえ(三重県宅地建物取引業協会内、☎227-5018) ※土・日曜日、祝・休日を除く9時～12時、13時～17時



空き地を所有している人へ

空き地は所有者が適正に管理しなければなりません。適正管理を怠ると雑草の繁茂や樹木が自生するなどし、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発する恐れがあります。空き地の所有者は適正な管理をお願いします。

雑草対策

- 適切な時期、頻度での刈り取り
 - 防草シートの施工
- 刈り取った雑草は風で飛ぶことがあるので、放置せず適切に処分してください。